

令和4年度「学校法人武蔵野大学ガバナンス・コード」 遵守状況の点検結果

1. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
I. 自律性の確保	遵守	1-1. 教育研究目的の明確化、理解の獲得	遵守
II. 公共性の確保	遵守	2-1. 有益な人材の育成	遵守
		2-2. 社会への貢献	遵守
III. 信頼性・透明性の確保	遵守	3-1. 法令の遵守、社会貢献	遵守
		3-2. 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備	遵守
		3-3. 積極的な情報公開	遵守
IV. 継続性の確保	遵守	4-1. 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営	遵守
		4-2. 財政基盤の安定化、経営基盤の強化	遵守

2. 遵守状況の確認フロー図

<p>○担当部署：遵守状況の点検、報告書の作成</p> <p>↓</p> <p>○内部監査室：点検結果の確認、指摘事項等の付記</p> <p>↓</p> <p>○常務理事会：遵守状況の確認</p> <p>↓</p> <p>○理事会：遵守状況の確認・了承</p> <p>↓</p> <p>○ステークホルダー：遵守状況の公開</p> <p>○日本私立大学連盟：遵守状況の報告</p>

3. 「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守原則1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>広く社会に対し大学ホームページにて、教育研究の改善充実・質的向上を目指す内容を盛り込んだ中長期計画及び毎年度の事業報告書を公表している。また、教職員の理解を深めるため、中長期計画を学内に周知することに加え、年2回開催の大学方針説明会において詳細に説明を行っている。これらの取組等により、遵守原則1-1を遵守している。</p>

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>建学の精神をベースに2050年の未来を見据えた大学のビジョンを5つの柱で示し、それに基づいた中長期計画を策定している。①明確な答えがない時代に問いをもって、課題解決にあたる人材の育成、②未来の世界を創る実践者を輩出するための教育の質向上・研究力の強化、③AIの導入が進む中でそれらを使いこなせる人材の育成、④グローバルでユニバーサルな展開が進む世界の中で様々な人々と社会を構築していく人材の育成、⑤武蔵野大学のビジョンに共鳴する人々とながっていく施策の展開を行っている。この取り組み等により、遵守原則2-1を遵守している。</p>

遵守原則 2-2 社会への貢献

遵守状況	遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	地域の自治体や企業等と対話しながら、本学の教育研究資産を社会に還元している。高齢化社会が進展する中、本学の建学の精神の礎である仏教等の教育資産は地域住民の関心が高く、利便性の高い駅前キャンパスを開設し、生涯学習講座を展開している。また、産官学連携においても事務局を設けて、本学の研究シーズ集を作成し、企業側のニーズとの接点を見出しながら社会課題の解決につながる研究に取り組んでいる。この取り組み等により、遵守原則 2-2 を遵守している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守原則 3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	法人におけるガバナンスを強化し、常に法令を遵守するために、三様監査体制を確立することに加え、監事間の連携強化を意図した監事協議会の開催や監事への研修機会の提供により、理事会及び理事の職務執行に対する監督機能の向上に努めるとともに、教育研究活動及びその成果を公開している。この取り組み等により、遵守原則 3-1 を遵守している。

遵守原則 3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るために有効性の高い内部統制体制を確立する諸規程を整備している。また、内部通報に係る体制の整備や理事のうち1名を法律の専門知識を有する者から選び、法人のコンプライアンスを担当させるなど利益相反や不正行為を防止するための取り組みを行っている。この取り組み等により、遵守原則 3-2 を遵守している。

遵守原則 3-3 積極的な情報公開

遵守状況	遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	学校教育法施行規則等に則り、教育研究、財務・評価、学則・規程等の情報を大学ホームページにおいて広く社会に対し公開している。公開にあたっては情報を網羅的に収集する体制を整備し、ステークホルダーからの理解が得られるようわかりやすい開示を心掛けている。これらの取り組み等により、遵守原則 3-3 を遵守している。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守原則 4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図るべく、寄附行為及び諸規程において、業務の決定者及び執行者の権限と責任や選解任について定めている。また、学外理事者会は、常務理事会が理事会から委任された業務の決定及び執行の状況について、理事長と常務理事を監督、評価している。この取り組み等により、遵守原則 4-1 を遵守している。

遵守原則 4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	遵守
遵守原則の遵守方法に係る説明	継続的な教育研究活動を実現するため、収入の多様化に向けて、組織的に取り組むことができるよう、規程等を整備している。また、災害の発生やセキュリティ上の脅威に対応するため、規程や消防計画・防火防災対応チャート、マニュアル等を整備している。この取り組み等により、遵守原則 4-2 を遵守している。